

令和4年第4回春日井市議会定例会提出議案目次〔I〕

議案番号	議 題	
第46号議案	令和4年度春日井市一般会計補正予算（第2号）……………	1
第47号議案	春日井市市税条例等の一部を改正する条例について……………	4
第48号議案	春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例について……………	11
第49号議案	（仮称）消防署整備工事（建築）の請負契約について……………	13
第50号議案	（仮称）消防署整備工事（電気）の請負契約について……………	15
第51号議案	（仮称）消防署整備工事（機械）の請負契約について……………	16
第52号議案	朝宮公園テニスコート等整備工事の請負契約について……………	17
第53号議案	鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の請負契約につ いて……………	18
第54号議案	鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の請負契約につ いて……………	19
第55号議案	鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の請負契約につ いて……………	20
第56号議案	消防自動車の取得について……………	21
第57号議案	救急自動車の取得について……………	22
第58号議案	塵芥収集車の取得について……………	23
第59号議案	和解について……………	24
報告第4号	令和3年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについ て……………	25
報告第5号	令和3年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについ て……………	29
報告第6号	令和3年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業 特別会計繰越明許費の繰越しについて……………	37
報告第7号	令和3年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費の逡 次繰越しについて……………	41
報告第8号	令和3年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逡次繰 越しについて……………	45

報告第9号	令和3年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて…	49
報告第10号	令和3年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて……………	53
報告第11号	令和4年度春日井市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について……………	57
報告第12号	熊野桜佐地区雨水2号調整池築造工事の変更契約の専決処分について……………	66
報告第13号	損害賠償の額の決定に関する専決処分について……………	68

第46号議案

令和4年度春日井市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度春日井市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,431,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,377,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,595,427	60,400	18,655,827
	1 国庫負担金	14,501,933	52,133	14,554,066
	2 国庫補助金	4,027,696	8,267	4,035,963
20 繰入金		3,942,123	718,835	4,660,958
	1 繰入金	3,942,123	718,835	4,660,958
23 市債		12,246,900	652,600	12,899,500
	1 市債	12,246,900	652,600	12,899,500
歳入合計		113,945,600	1,431,835	115,377,435

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		51,458,673	688,835	52,147,508
	1 社会福祉費	26,100,193	688,835	26,789,028
4 衛生費		12,315,907	713,000	13,028,907
	1 保健衛生費	6,926,994	60,400	6,987,394
	3 清掃費	5,020,332	652,600	5,672,932
8 土木費		13,066,165	30,000	13,096,165
	4 都市計画費	6,834,418	30,000	6,864,418
歳出合計		113,945,600	1,431,835	115,377,435

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	清掃費	クリンセンター 第1工場火災 一旧	652,600

第 3 表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
衛生債	清掃施設整備事業	745,800	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,398,400	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ

第 47 号議案

春日井市市税条例等の一部を改正する条例について

春日井市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市市税条例等の一部を改正する条例

(春日井市市税条例の一部改正)

第1条 春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「住所及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第31条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第34条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第31条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第34条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第32条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第32条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第34条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前

年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは同条第4項」に改める。

第34条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第34条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族(控除対象扶養親族)」を「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者)」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第50条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3と

する。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の5第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第34条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の6第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第34条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の6第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条中「若しくは第40項」を「、第40項若しくは第44項」に改める。

附則第30条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第31条を削る。

第2条 春日井市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第19項を削る。

(春日井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 春日井市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち春日井市市税条例第34条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中春日井市市税条例第34条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第34条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第30条の改正規定並びに附則第31条を削る改正規定並びに第3条の規定並びに次条第1項及び第2項の規定
令和5年1月1日

(2) 第2条の規定及び附則第3条第2項の規定 令和5年4月1日

(3) 第1条中春日井市市税条例第31条第4項及び第6項、第32条の9第1項及び第2項、第34条の2第1項ただし書並びに第50条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条の5第4項並びに第18条の6第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の春日井市市税条例(次項において「新条例」という。)第34条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第34条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条

の規定による改正前の春日井市市税条例（次項において「旧条例」という。）第34条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第34条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第34条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の春日井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 この条例の公布の日の前日までに取得された地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）

（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長する等のため必要があるからである。

第 48 号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

春日井市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する施行日前に受けた申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

説 明

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に準じ、規定を整備するため必要があるからである。

第 49 号議案

(仮称) 消防署整備工事 (建築) の請負契約について

(仮称) 消防署整備工事 (建築) について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 (仮称) 消防署整備工事 (建築)
- 2 契 約 金 額 1, 5 4 5, 5 0 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 丸彦渡辺・中山特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町 4 丁目 65 番地
丸彦渡辺建設株式会社名古屋支店
構成員 春日井市小木田町 260 番地
株式会社中山建設
- 4 工 事 内 容 消防庁舎

鉄筋コンクリート造地上4階建

建築面積 1,630.90 m²

延べ面積 3,901.23 m²

訓練棟

鉄筋コンクリート造地上5階建

建築面積 94.75 m²

延べ面積 364.25 m²

倉庫棟

鉄筋コンクリート造地上3階建

建築面積 36.57 m²

延べ面積 103.92 m²

消防団詰所

鉄骨造地上2階建

建築面積 64.97 m²

延べ面積 128.00 m²

第 50 号議案

(仮称) 消防署整備工事 (電気) の請負契約について

(仮称) 消防署整備工事 (電気) について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 (仮称) 消防署整備工事 (電気)
- 2 契 約 金 額 408,430,000円
- 3 契約の相手方 中央電設・春日井特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区錦二丁目 2 番 2 号
中央電設株式会社名古屋支店
構成員 春日井市鳥居松町 5 丁目 57 番地
春日井電気株式会社
- 4 工 事 内 容 電気設備工事一式

第 51 号議案

(仮称) 消防署整備工事 (機械) の請負契約について

(仮称) 消防署整備工事 (機械) について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 (仮称) 消防署整備工事 (機械)
- 2 契 約 金 額 264,880,000円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町7丁目53番地
丸水設備株式会社
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

第 52 号議案

朝宮公園テニスコート等整備工事の請負契約について

朝宮公園テニスコート等整備工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 朝宮公園テニスコート等整備工事
- 2 契 約 金 額 440,000,000円
- 3 契約の相手方 松浦・成田特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市八田町7丁目3番地1
株式会社成田組
- 4 工 事 内 容 テニスコート等整備工事一式

第 53 号議案

鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

鳥居松小学校リニューアル工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 鳥居松小学校リニューアル工事（建築）
- 2 契 約 金 額 1, 1 4 9, 5 0 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 高柳・服部特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町 5 丁目 75 番地
株式会社高柳組
構成員 春日井市庄名町字池下 804 番地 1
株式会社服部工務店
- 4 工 事 内 容 建築工事一式

第54号議案

鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

鳥居松小学校リニューアル工事（電気）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 鳥居松小学校リニューアル工事（電気）
- 2 契 約 金 額 170,940,000円
- 3 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備
- 4 工 事 内 容 電気設備工事一式

第 55 号議案

鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

鳥居松小学校リニューアル工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 鳥居松小学校リニューアル工事（機械）
- 2 契 約 金 額 220,000,000円
- 3 契約の相手方 春日井市篠木町 2 丁目 1310 番地 224
株式会社ウカイ設備
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

第 56 号議案

消防自動車の取得について

次のとおり消防自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 物 品 内 容 水槽付消防ポンプ自動車（2 台）
- 2 取 得 価 格 1 0 3, 1 8 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区上前津二丁目12番 1 号
 日本機械工業株式会社名古屋営業所

第57号議案

救急自動車の取得について

次のとおり救急自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 物 品 内 容 高規格救急自動車（2台）
- 2 取 得 価 格 62,999,998円
- 3 契約の相手方 春日井市浅山町1丁目1番55号
 愛知トヨタ自動車株式会社春日井店

第 58 号議案

塵芥収集車の取得について

次のとおり塵芥収集車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 物 品 内 容 | 塵芥収集車（2 t）5 台 |
| 2 取 得 価 格 | 3 8, 3 3 5, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 春日井市柏井町 1 丁目 51 番地
株式会社上田自動車 |

第 59 号議案

和解について

次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 相手方 ■■■■■■
■■■■■
- 2 事件番号 名古屋地方裁判所令和2年（■）第■号
- 3 事件名 損害賠償請求事件
- 4 和解の内容 土地区画整理事業において整備した仮設道路の構造物が未撤去であることによる損害賠償請求について、市は、相手方に対し、本件解決金として30,000,000円の支払義務があることを認め、今後、当該構造物に起因して、相手方及びその関係者の生命、身体又は財産に損害が生じる事態となった場合には、これに誠実に対応する。

報告第4号

令和3年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により継続費繰越し計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和3年度春日井市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続 の 総 費 額	令和3年度継続費予算現額		
				予算計上額	前 年 度 繰 越	計 次 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	善光寺橋歩道橋 設置工事	115,000,000	35,000,000		35,000,000
	3 河川費	熊野桜佐地区 雨水3号 調整池整備	1,383,000,000	336,000,000	206,604,000	542,604,000
		熊野桜佐地区 雨水2号 調整池整備	855,000,000	545,000,000	118,702,000	663,702,000
	4 都市計画費	JR高蔵寺駅前 南口広場 整備	490,200,000	317,200,000		317,200,000
	5 住宅費	市営下原住宅 第2期整備	2,830,800,000	612,500,000		612,500,000
10 教育費	2 小学校費	鳥居松小学校校舎等 リニューアル工事	1,791,000,000	301,800,000		301,800,000
	4 社会教育費	朝宮公園 第2期整備	1,869,000,000	775,000,000		775,000,000
	5 学校給食費	東部調理場 新調理棟整備	2,730,600,000	2,272,900,000	140,000,000	2,412,900,000

(単位：円)

支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他
27,000,000	8,000,000	8,000,000	1,100,000		6,900,000	
290,654,000	251,950,000	251,950,000	34,250,000		217,700,000	
323,800,000	339,902,000	339,902,000	34,002,000		305,900,000	
177,478,600	139,721,400	139,721,400	9,221,400	48,500,000	82,000,000	
428,900,000	183,600,000	183,600,000	50,000	64,850,000	118,700,000	
	301,800,000	301,800,000	46,000	54,554,000	247,200,000	
445,031,760	329,968,240	329,968,240	19,968,240	142,300,000	167,700,000	
112,396,000	2,300,504,000	2,300,504,000	1,498,000	420,306,000	1,878,700,000	

報告第5号

令和3年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和3年度春日井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	落合公園利活用方針検討業務	7,000,000
		東部市民センターエレベーター改修工事	21,000,000
		庄名町公民館増築工事費補助	6,469,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務	7,700,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業	3,346,315,000
	2 児童福祉費	かすがい新生児特別給付金事業	12,150,000
		子育て世帯への臨時特別給付金事業	80,170,000
		藤山台保育園建替用地造成工事	60,000,000
7 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業	120,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道129号線 外2路線整備	57,794,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
7,000,000			7,000,000
16,700,000		15,173,000	1,527,000
6,469,000			6,469,000
7,700,000		7,700,000	
1,025,845,772		1,025,845,772	
10,487,303			10,487,303
80,170,000		75,150,000	5,020,000
39,500,000		35,500,000	4,000,000
13,722,000			13,722,000
57,794,000		57,697,000	97,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	足振線地下道冠水表示板更新工事	31,944,000
	4 都市計画費	熊野桜佐土地業 区画整理	77,425,000
		西部第一土地業 区画整理	16,000,000
		西部第二土地業 区画整理	16,000,000
		名鉄春日井駅自由通路 予備設計業務	18,458,000
		名鉄春日井駅 周辺整備事業	25,894,000
		密蔵院東公園 公共施設管理者負担金	41,260,000
		かすがいシティバス 乗降調査業務	1,742,000
9 消防費	1 消防費	デジタル消防無線装置 U P S 取替業務	3,916,000
		消防署移転用地事 造成工事	149,500,000
10 教育費	2 小学校費	小学校教員用 タブレット端末整備	8,446,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
31,944,000		23,900,000	8,044,000
77,425,000		73,512,500	3,912,500
12,469,171		12,469,171	
12,469,171		12,469,171	
18,458,000			18,458,000
19,326,658			19,326,658
41,260,000		37,100,000	4,160,000
1,741,300			1,741,300
3,916,000			3,916,000
82,400,000		61,800,000	20,600,000
8,446,000		3,780,000	4,666,000

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	不二小学校校舎外壁改修等工事	60,000,000
	3 中学校費	中学校教員用タブレット端末整備	10,105,000
		南城中学校校舎外壁改修等工事	80,000,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
60,000,000		59,954,000	46,000
10,105,000		4,522,000	5,583,000
80,000,000		79,951,000	49,000

報告第6号

令和3年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰
越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明
許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和3年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	春日井インター北 企業用地整備事業 実施設計業務	30,607,000

繰越計算書

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
30,606,400		22,800,000	7,806,400

報告第7号

令和3年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費の逡次繰越しに
ついて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により
継続費繰越し計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和3年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和3年度継続費予算現額		
				予計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額	計
1 資本的 支出	1 建設 改良費	市民病院 手術室等 手術室等 手術室等 手術室等	3,078,856,000	2,282,225,000	384,189,300	2,666,414,300

(単位：円)

支 払 義 務 発 生 額 (見込) 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			企 業 債	損 留	益 保	勘 資 定 金	
1,695,466,800	970,947,500	970,947,500	970,900,000			47,500	

報告第8号

令和3年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逡次繰越しについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和3年度春日井市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和3年度継続費予算現額		
				予算額	前年度繰越額	計
1 資本的支出	1 建設改良費	熊野桜佐ポンプ場整備事業	4,721,600,000	1,115,820,000	1,127,070,000	2,242,890,000
		高蔵寺浄化センター水処理設備改築事業	420,000,000	211,000,000		211,000,000

(単位：円)

支払義務発生額 (見込)	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			企業債	国補助金	出資金	
1,054,505,000	1,188,385,000	1,188,385,000	959,035,000	229,350,000		
84,600,000	126,400,000	126,400,000	76,320,000	50,080,000		

報告第9号

令和3年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和3年度春日井市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道配水管 布設替工事 (上条町その1)	70,840,000	

(単位：円)

翌 繰 年 越 度 額	左 の 財 源 内 訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越 を要する たな卸資産 の購入限度額	説 明
	損 益 勘 定 留 保 資 金	工 事 収 入			
70,840,000	33,399,000	37,441,000			関連する事業の工程 変更により工事が 遅延したため

報告第10号

令和3年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和3年度春日井市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	熊野桜佐地区雨水管渠等整備事業	709,510,000	275,500,000	434,010,000
		上条地区管渠整備事業	553,450,000	174,500,000	378,950,000
		西部第一・第二地区雨水管渠等整備事業	32,000,000	7,061,658	24,938,342
		管渠施設改築事業	367,148,000		367,148,000
		第1中継ポンプ場等改築・耐震化事業	35,900,000		35,900,000
		南部浄化センター等改築事業	160,745,000		160,745,000

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越 を要する たな卸資産 の購入限度額	説 明
企 業 債	国 補 助 庫 金	出 資 金			
242,300,000	191,600,000	110,000			地下埋設物の影響で工事の 工程が遅延したため
279,800,000	98,991,000	159,000			
18,400,000	6,370,000	168,342			関係機関との協議に不測の 日数を要したため
186,700,000	158,950,000	21,498,000			国の令和3年度補正予算の 補助金を活用し、令和4年 度の当初予算で計上予定の 事業を前倒して施行するた め
20,800,000	15,100,000				
89,900,000	70,845,000				

報告第 11 号

令和 4 年度春日井市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、令和 4 年度春日井市一般会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年度春日井市一般会計補正予算(第1号)を次のとおり専決処分する。

令和4年5月19日

春日井市長 伊 藤 太

令和4年度春日井市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度春日井市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,945,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,269,827	325,600	18,595,427
	2 国庫補助金	3,702,096	325,600	4,027,696
歳入合計		113,620,000	325,600	113,945,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		51,133,073	325,600	51,458,673
	2 児童福祉費	19,702,183	325,600	20,027,783
歳出合計		113,620,000	325,600	113,945,600

令和 4 年度

春日井市一般会計補正予算（第 1 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	18,269,827	325,600	18,595,427
歳入合計	113,620,000	325,600	113,945,600

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	51,133,073	325,600	51,458,673	325,600				
歳出合計	113,620,000	325,600	113,945,600	325,600				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
2(項) 国庫補助金	3,702,096	325,600	4,027,696
2(目) 民生費国庫補助金	1,500,298	325,600	1,825,898

(3) 歳 出

3(款) 民生費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2(項) 児童福祉費	19,702,183	325,600	20,027,783	325,600				
2(目) 児童措置費	11,433,656	325,600	11,759,256	325,600				

節		説明
区分	金額	
3 児童福祉費 補助金	325,600	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

節		説明
区分	金額	
10 需用費	153	子育て世帯生活支援特別給付金事業 需用費(153)の内訳 消耗品費 10 印刷製本費 143
11 役員費	1,252	
12 委託料	4,195	
18 負担金、補助 及び交付金	320,000	

報告第 12 号

熊野桜佐地区雨水 2 号調整池築造工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、熊野桜佐地区雨水 2 号調整池築造工事の変更契約について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、熊野桜佐地区雨水2号調整池築造工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和4年5月12日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 熊野桜佐地区雨水2号調整池築造工事
- 2 契約の相手方 王春・松原特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市高蔵寺町3丁目39番地
王春工業株式会社
構成員 春日井市大泉寺町292番地58
株式会社松原組

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	627,000,000円	658,072,800円

報告第 13 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

番号	事 故 の 概 要			賠償額	専決処分日
	発生年月日	事故の種類	発生場所		
1	平成年月日 30. 4. 23	その他事故（予防接種）	鷹来町地内	円 22,380	令和年月日 3. 4. 8
2	令和年月日 3. 1. 20	施設事故（一輪車）	勝川新町地内	636,537	3. 4. 23
3	3. 4. 3	道路事故（側溝上の蓋）	八事町地内	520,279	3. 5. 17
4	3. 3. 8	道路事故（側溝上の蓋）	浅山町地内	266,980	3. 5. 21
5	2. 5. 10	道路事故（側溝）	南下原町地内	561,833	3. 6. 7
6	3. 5. 2	道路事故（道路凹凸）	大泉寺町地内	1,019,240	3. 6. 15
7	3. 3. 19	その他事故（予防接種）	味美町地内	8,943	3. 6. 17
8	3. 5. 19	自動車事故（接触）	西本町地内	485,000	3. 6. 28
9	3. 5. 4	道路事故（側溝）	東野町地内	12,540	3. 7. 1
10	2. 12. 10	その他事故 （樹木管理依頼業務）	廻間町地内	115,500	3. 7. 7
11	3. 7. 13	自動車事故（接触）	小野町地内	78,382	3. 8. 20
12	3. 8. 7	施設事故（除草作業）	大泉寺町地内	155,782	3. 9. 4
13	3. 6. 19	施設事故（倒木）	坂下町地内	370,700	3. 9. 24
14	元. 7. 24	施設事故（除草作業）	大手町地内	350,000	3. 9. 30
15	3. 6. 10	施設事故（漏水）	町田町地内	22,233	3. 10. 4
16	3. 9. 8	自動車事故（接触）	大泉寺町地内	207,009	3. 10. 5
17	3. 8. 9	施設事故（倒木）	廻間町地内	496,470	3. 10. 11
18	3. 8. 23	自動車事故（接触）	名古屋市東区地 内	224,000	3. 10. 22
19	3. 10. 28	その他事故（課税業務）	鳥居松町地内	112,492	3. 11. 22
20	3. 12. 2	施設事故（除草作業）	篠木町地内	57,200	3. 12. 28
21	3. 10. 13	自動車事故（接触）	大留町地内	41,800	4. 2. 3
22	3. 12. 15	施設事故（清掃作業）	廻間町地内	119,680	4. 2. 7

23	3. 11. 14	自動車事故（接触）	松本町地内	95,722	4. 2. 10
24	4. 1. 11	道路事故（側溝上の蓋）	桃山町地内	135,303	4. 3. 7
25	4. 2. 28	道路事故（側溝上の蓋）	御幸町地内	36,000	4. 3. 18
26	4. 2. 11	その他事故（消防活動）	如意申町地内	57,750	4. 3. 31